

様式第九（第三十八条関係）

表

----- 12センチメートル -----	
第 号	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第3項の規定による身分証明書	
写 真	職名及び氏名
	生 年 月 日
	年 月 日 発行
	年 月 日 限り有効
	都道府県知事
	印
	市 町 村 長

↑
ハ
ト
ー
メ
ー
チ
ン
セ
ン
メ
ー
ト
ル
8
↓

裏

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律抜すい

第11条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第14条 この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長（政令で定める特別区の区長を含むものとし、第2条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長とする。）が行うこととすることができる。

第17条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

二 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者